

山陽小野田市空家等跡地活用活用促進事業補助金

空き家解体跡地の活用 をお考えのみなさまへ

活用促進区域内(※1)の空家等を解体し、店舗や飲食店などに活用される方に、空家等を解体する費用について補助します。

補助金
上限額

200万円

※解体工事に要する費用の
5分の4を補助



◇補助対象者

- ・空家等の所有者または相続人
- ・空家等の土地所有者または相続人
- ・空家等の跡地を活用する者
- ・市税を滞納していない者及び暴力団関係者でない者

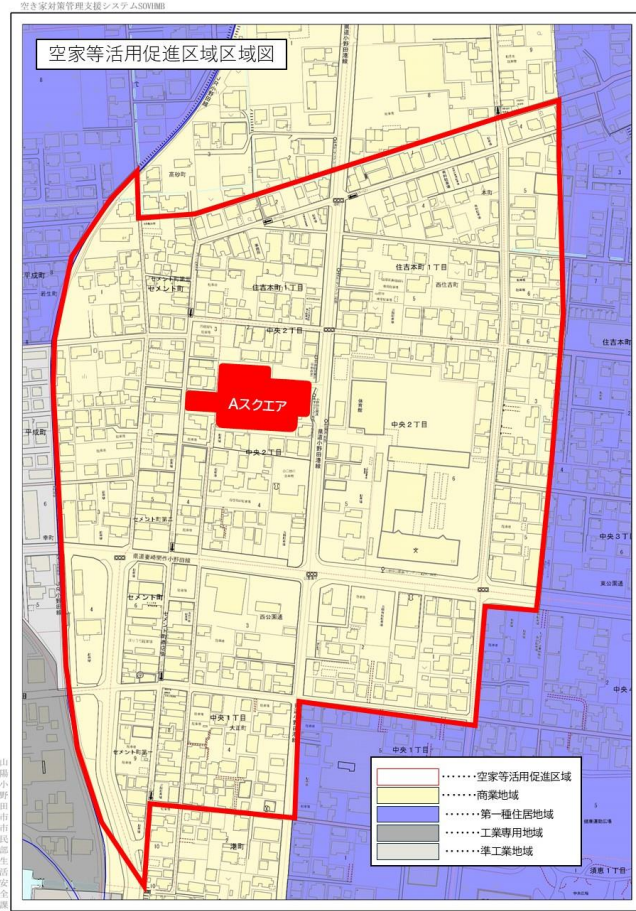
◇補助対象要件 ※事前に相談ください

- ・空家等解体後、1年以内に跡地活用の工事に着手すること
- ・誘導用途（店舗や飲食店）に通算1年以上供すること

◇補助対象となる費用

- ・補助対象空家等の解体、撤去及び処分費用
- 注) 家財道具、機械、車両等の処分に要する費用は含まれません。

(※1) 活用促進区域（赤枠内）



お問い合わせ

山陽小野田市市民部生活安全課空き家対策室



TEL : 0836-82-1133 FAX : 0836-83-2604
E-mail : seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp

申請の流れ

申請者

山陽
小野田市

事前相談

相談

制度の説明
補助要件等の確認

説明・資料提供

補助金事前申請

事前申請書類提出

補助金事前申請の
受付・審査

事前確認結果の通知

補助金交付申請

補助金交付申請提出

補助金交付申請書の
受付・審査

補助金交付結果の通知

着手届の提出

着手届提出

着手届の受付

除却完了報告書
の提出

除却完了報告書提出

除却完了報告書の
受付

補助金額確定の通知

補助金交付
請求書

補助金交付請求書提出

補助金交付請求書の
受付

補助金の支払

補助金の受領